

<インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症の出席停止期間について>

インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症に罹患した場合、学校保健安全法第19条に基づき、学校を休んだ日が出席停止の扱いとなります。

熱が早く下がったとしても、**最低、発症した後5日は出席停止**となります。また、熱が下がった日によって、出席停止期間は延長します。

登校する際、「治癒証明書」は必要ありません。

【インフルエンザ】

出席停止期間：「発症した後5日間を経過し、かつ、※症状が軽快した後2日を経過するまで」

※解熱剤を使用せずに解熱し、呼吸器症状が改善傾向にあること

	発症日	発症後5日間（出席停止期間）					発症後5日を経過		
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
発症後 1日目に解熱した場合		解熱 	1日目 	2日目 			登校 OK		
発症後 2日目に解熱した場合			解熱 	1日目 	2日目 		登校 OK		
発症後 3日目に解熱した場合				解熱 	1日目 	2日目 	登校 OK		
発症後 4日目に解熱した場合					解熱 	1日目 	2日目 	登校 OK	
発症後 5日目に解熱した場合						解熱 	1日目 	2日目 	登校 OK

【新型コロナウイルス感染症】

出席停止期間：「発症した後5日間を経過し、かつ、※症状が軽快した後1日を経過するまで」

※解熱剤を使用せずに解熱し、呼吸器症状が改善傾向にあること

*無症状の感染である場合、「検体を採取した日から5日間」となります。

なお、出席停止解除後10日を経過するまではマスクの着用が推奨されています。

	発症日	発症後5日間（出席停止期間）					発症後5日を経過	
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
発症後 1日目に解熱した場合		軽快 	1日目 				登校 OK	
発症後 2日目に解熱した場合			軽快 	1日目 			登校 OK	
発症後 3日目に解熱した場合				軽快 	1日目 		登校 OK	
発症後 4日目に解熱した場合					軽快 	1日目 	登校 OK	
発症後 5日目に解熱した場合						軽快 	1日目 	登校 OK